

アメリカの看護婦学校 への補助金大幅増加

1971年暮のアメリカ92国会において、看護婦学校へ約8千3百万ドルの直接補助をすることがきまった。昨年は2千万ドルであった。今年の予算のうち、約3千万ドルは看護学生数割（1人あたり約100ドル）の補助金であり、

1千万ドルは経営補助、2百万ドルは募集・研修関係費用の補助である。これらには、去年8月に決った看護学生への奨学金貸付等の補助金5千万ドルは含まないのであるから、これをあわせて合計すると、看護婦養成関係



費用は、1億3千万ドルに達する。

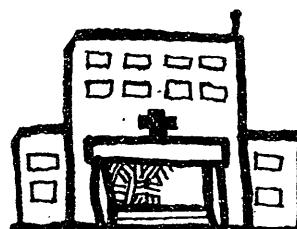
これは、はじめ看護と医学全体の保健従事者への予算として約7億ドルを考えていたが、大統領は約3億ドルあたりをみこんでいた。各方面からの強い圧力、とくにアメリカ病院協会は看護学校への予算について圧力をかけたこともある、上記のように、看護学校に約8千万ドル、保健従事者全体にたいしては総額4億9千万ドルが可決されたのである。

Washington Report "Hospitals" JAHA, No. 11, Jan. '72. p. 22.

（前田信雄 国立公衆衛生院）

ベルギー社会保障の 財源と国庫負担

ベルギー社会保障制度の財源は原則として労使の保険料からなり、これに国庫からの財政補助がおこなわれる。



1944年に全国社会保障機関(ONSS)が設置されて以来、労使双方に課される社会保障上の保険料はすべて、まずこの機関に集めら

れ、その後全国被用者年金機関(ONPTS)、全国疾病廃疾保険組合(INAMI)、全国雇用機関(ONE)、全国被用者家族手当組合(INAMTS)、および全国年次休暇機関(ONVA)などの社会保障諸機関にその大部分が配分されることになっている。1970会計年度に全国社会保障機関(ONSS)に払込まれた保険料総額は131,230百万ベルギー・フラン（以下B.F.）という膨大な額に達している。

ところで1967年から1970年までの4年間に各社会保障機関に配分された保険料額の推移をみると次のようになる(単位は百万B. F.)。

	(1967年)	(1968年)	(1969年)	(1970年)
ONPTS (老齢・遺族部門)	24,359.2	27,020.0	31,646.6	40,183.0
INAMI (疾病廃疾部門)	17,417.0	18,429.6	20,434.0	28,984.6
ONE (失業部門)	4,299.3	5,457.6	6,028.0	7,023.4
ONAMTS (家族手当部門)	22,709.3	23,995.0	26,388.7	29,031.8
ONUA (年次休暇部門)	12,731.0	13,328.7	14,592.8	19,386.7
計	81,515.8	88,230.9	99,090.1	124,609.5

この配分保険料額の推移を総額でみると、68年は前年に比して8.24%, 69年は12.3%, 70年は25.8%とそれぞれ増加しているが、とくに70年の対前年増加率の大きさが目立っている。

これを部門別にみると疾病廃疾部門を担当する全国疾病廃疾保険組合(INAMI)に配分される保険料額の上昇傾向が著しく、対前年比でみて68年は5.8%, 69年は10.9%, そして70年は41.8%という増加ぶりである。

このような増加傾向をもたらした要因としては、(1)雇用量が増加したこと(社会保障の

適用対象となる被用者数は67年の2,095,521人から70年には2,780,326人へと、年平均10%の増加を示している)。(2)賃金水準が上昇したこと(総額でみて、67年の賃金総額2,470億B. F. から70年には4,170億B. F. となっている)。(3)保険料率および保険料算定方法が改定されたことなどが挙げられているが、このほか無視できない重要な要因として、社会保障の適用範囲が拡大されたことが挙げられる。

とくに疾病廃疾保険部門の費用が増加したことについては、69年6月27日の法律がこの部門の制度の適用を新しい受給者層に拡張したことによるとされているが、さらに同69年11月28日の王令が全部門にわたって、70年1月1日から社会保障の適用範囲を大幅に拡大したことが大きな要因となっている。

ちなみに、これらの法令によって新らしく社会保障の適用を受けるに至った部門としては次のようなものがある。

- (1)家内労働者
- (2)聖職者、教区員
- (3)認可を受けた徒弟監督所の監督の下に締結された徒弟契約に服する徒弟

(4)公共土木事業労働者、学生(医療給付のみ)

(5)家内企業労働者(年金制度のみ)

(6)雇用契約を締結していない労働者またはそれに類する者(芸術家、芸能人、代理業者、職業自転車競技人、タクシーまたはトラック運転手で雇用契約を締結していない者、有償労働に従事する学生、家事労働者)

ベルギー社会保障制度の財源はこれら保険料収入のほか、国庫からの財政支出がそのかなりの割合を占めている。国庫負担の態様は社会保障の各部門で異っており、その概要是次のとおりである。

(1)老齢・遺族年金部門

69年6月27日の法律はこの部門のための国庫負担として、70年度から、前会計年度の費用総額の6%を毎年支出することとして、これを定率化している。

(2)疾病廃疾保険部門

疾病、廃疾に関する強制保険制度を創設した63年8月9日の法律は、この部門に要する費用への国庫支出を定めている。70年における

るこの国庫負担は次のとおりである。

(a)医療給付について、

—社会的疾病に関する医療費の95%

—その他の給付費の27%

(b)労務不能手当について

—はじめの2年目および3年目の間に支給される手当費の50%

—葬祭費手当のための費用の70%

—4年目以降の労務不能に支給される手当費の95%

(3)失業保険部門

全国雇用機関はこの部門の収支に生ずる差額に相当する補助金を支出して、発生した支出増をカバーすることができるものとされている。

(4)家族手当部門

国庫は全国被用者家族手当機関の収支の差額をカバーするものとされている。

社会保障各部門の費用に対する以上のような国庫負担につき、ここ数年間の実績値をみると次のようになる(単位は百万B.F.)。

ベルギー社会保障における国庫負担は、大

	(1967年)	(1968年)	(1969年)	(1970年)
老齢・遺族部門	5,972	6,577	6,998	7,195
疾 病 廃 疾 部 門	14,986	16,263	17,483	19,233
失 業 部 門	3,086	4,207	2,362	1,573
家 族 手 当 部 門	593	779	785	801
年 次 休 暇 部 門	18	—	—	—
	24,655	27,825	27,628	28,801

部分の場合、制度収支の差額についてこれを行うものとみられる。ただし疾病廃疾保険の場合にはこの原則が適用されず、いくつかの事項について国庫負担が定率化されている。もっともこの国庫負担の割合は近年減少傾向にあり、例えば葬祭費手当についての70%の国庫負担は70年7月1日から行なわれるもので、それまでは95%とされた。また労働不能第4年目以降に支給される手当についての95%の国庫負担は71年7月1日から90%に引き下げられることになっている。

これからして、疾病廃疾保険に適用される管理の基本原則は、保険機関に法律上課された費用支出についてすべて責任を負わせるという方向にあるとみられている。しかしながら

らこの部門にみられる費用の増加傾向からすると、このような処理の仕方では給付担当者としての保険機関にとって極めて困難な事態が到来するものとみられる。

Evolution des ressources des organismes de sécurité sociale de 1967 à 1970, Le mutueliste neutre, N°1-janvier-février 1972, pp. 7-10.

(上村政彦 健保連)